

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」を削る。

第4条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の変更の特例）

- 11 静岡市教育職員の給与に関する条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額変更に該当しないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の静岡市教育職員等の退職手当に関する条例第2条の規定の適用については、同条中「もの」とあるのは、「もの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。